

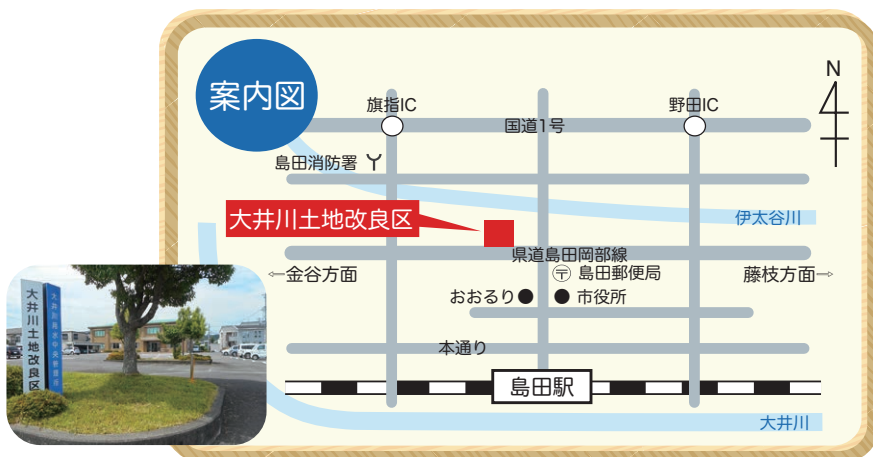


左から曾根副理事長、内田理事長、朝倉会長、山田副会長、鈴木副会長、梶山副会長

令和4年12月13日、本改良区と一般社団法人島田建設業協会（4市2町の49業者）は、災害支援協定を締結しました。災害時や突発事故等の際、協会の機動力、技術力により、農業水利施設の機能の確保や早期復旧が期待される危機管理の体制強化が図られました。

目次

ごあいさつ	2～3
第73回通常総代会	4
功労者表彰について	4
総代選挙について	5
令和5年度配水計画	5
会計報告	6～7
事業報告	8
水難事故防止安全祈願祭報告	9
リニア中央新幹線 南アルプス トンネル工事への対応	10～11
お知らせ	12



ごあいさつ



大井川土地改良区
理事長 内田幸男

組合員並びに関係者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より大井川土地改良区の運営及び事業推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認されてから4年目に入りましたが、本年5月8日からは感染法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。

とは言っても、高い感染力や変異の予測が困難な点を警戒していかなければなりません、大きな節目を迎えたことは確かでございますので、社会・経済活動が正常に戻り、一層活発になることを期待しております。

さて、昨年のお米の状況につきましては、静岡県のお米生産量は「やや不良」の98となりましたが、大井川用水につきましては、皆様のご尽力のおかげで大きな事故もなく、概ね順調に供給できましたことを感謝しております。

昨年の9月23日には台風第15号が静岡県に接近し、記録的な豪雨により各地で災害が発生しました。被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

本土地改良区の管理施設でも、用水路の一部が隣接する斜面の崩落により閉塞しました。直ちに災害復旧事業により対応いたしました、かんがい期の最終盤であり、用水への影響が少なかったことは、不幸中の幸いでございました。

懸案となっているリニア中央新幹線静岡工区への対応につきまして、本土地改良区では、昨年度、理事全員を委員とする「リニア中央新幹線に関する特別委員会」を設置して協議を重ねております。

また、静岡県は、学識経験者と地元住民の代表を委員とする「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」及び大井川流域の利水者と流域市町を会員とする「大井川利水関係協議会」を設置していますが、私は両方の会議のメンバーとして、JR東海との対話を継続しておりますので、これからもトンネル工事によって大井川の流量が減少することや、水質が悪化することが決して無いように、他のメンバーとも連携し、納得できる対策を講じるように主張してまいります。

なお、本土地改良区の現総代の任期は令和6年1月8日までであり、本年12月に総代選挙を予定しております。組合員の皆様の代表を決める4年に1度の大切な選挙でございますので、円滑な選挙の執行にご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後とも農業用水の安定供給に努める所存であり、本土地改良区の運営及び諸事業につきましては、関係機関と連携を図りながら、役職員一丸となって推進してまいりますので、より一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、今年こそ天候に恵まれ、豊穡の秋を迎えられることと、組合員並びに関係者の皆様のご健勝を心から祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ



関東農政局

西関東土地改良調査管理事務所

所長 兼平 正樹

大井川土地改良区組合員の皆様におかれましては、平素より農業農村の振興に向けた各種施策の推進にご理解とご協力を賜るとともに、農地・農業水利施設について適切な運用と管理をしていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、食料・農業・農村基本法は、我が国の食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活や国際社会への貢献も含めた、農政の憲法となるものですが、制定から20年以上がたち、農家・農地の減少やウクライナ情勢を背景とした食料安全保障などの情勢の変化を踏まえ、法改正を見据えた検証が今年の9月から始まっています。

農林水産省では、「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」を設置し、有識者によるヒアリングや検討が進められており、土地改良区関連においては、「農業者の高齢化・減少の中における農業インフラの維持管理」など、管理手法についても議論されているところです。

今後、令和5年度中での改正案の国会提出も視野に、新たな政策の展開方向を取りまとめていくこととなりますが、西関東土地改良調査管理事務所においても、大井川土地改良区をはじめ関係する皆様方と連携しながら、今後、策定されることとなる関連施策に取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



静岡県志太榛原農林事務所

所長 増田 浩章

4月1日に着任いたしました増田浩章と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大井川土地改良区組合員の皆様には、静岡県が推進する農業農村整備に御理解と御協力を賜るとともに、日頃より農地・農業水利施設の適切な維持管理に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、志太榛原農林事務所では『水田を活用した土地利用型農業の生産性向上』を地域計画重点プロジェクトとして位置づけ、「農地バンク事業を活用した担い手への農地集積・集約」等を推進項目として、農地集積・集約に向けた水田の基盤整備を島田市落合地区等で進めております。

また、大井川用水における基幹的農業水利施設におきましては、一部に老朽化などによる不具合等が生じているものがあることも承知しております。そのため、災害に強く、将来にわたって農業用水を安定的に供給できるよう、現在改修工事中の青木頭首工を含め、引き続き西関東土地改良調査管理事務所とも連携して、ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント手法の活用などにより施設の適切な更新整備を支援してまいります。

本年度も土地改良区や関係の皆様と連携しながら志太榛原地域の農山村振興に取り組んでまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

第73回 通常総代会（報告）



令和5年3月24日（金）藤枝小杉苑において開催

- ・ 令和3年度一般会計事業報告
 - ・ 令和3年度一般会計決算報告
 - ・ 令和3年度大井川用水伊太発電所施設特別会計事業報告
 - ・ 令和3年度大井川用水伊太発電所施設特別会計決算報告
 - ・ 令和3年度細島発電所施設特別会計事業報告
 - ・ 令和3年度細島発電所施設特別会計決算報告
 - ・ 令和3年度発電所施設交付金等特別会計事業報告
 - ・ 令和3年度発電所施設交付金等特別会計決算報告
 - ・ 過年度未収賦課金の不納欠損処分
 - ・ 会計細則の一部を改正する細則の制定
 - ・ 令和5年度事業計画
 - ・ 令和5年度一般会計・特別会計収支予算
- 以上の議案が承認及び議決されました。

土地改良区功労者のご紹介

本土地改良区の表彰規程により、10年以上水利施設の管理に携わっていただいた方々を表彰いたしました。

長い間、土地改良区にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

市 町	氏 名
島 田 市	大石 俊明
島 田 市	白石 哲雄
藤 枝 市	岩本 交生
藤 枝 市	小澤 明
藤 枝 市	内藤佐智雄
藤 枝 市	飯塚 良美
焼 津 市	村松 功
焼 津 市	金原 謙次
焼 津 市	増井 勝彦
焼 津 市	小長谷 均
吉 田 町	大石 文明
牧之原市	榛葉 光次



令和5年3月24日第73回通常総代会において、表彰式を執り行いました。

なお、コロナ禍のため、補欠選挙により新総代に就任された吉田町の大石文明氏に代表して内田理事長から表彰状を授与させていただきました。

総代の改選について

本土地改良区の現総代は、令和6年1月8日をもって任期満了となります。

これに伴い、本年12月に総代選挙が行われる予定です。

総代選挙は、総代選挙規程により執行され、組合員から選挙により選ばれた方が就任されます。

（総代の主な役割）

- 1 組合員から選出された代表であり、土地改良区の運営に対し議決権を有し、総代会において、最高議決機関として意思決定をしていただきます。
- 2 地元組合員の代表として、組合員からの要請により地区内の用水に関わる協議に加わっていただきます。
- 3 役員の改選時において、役員（理事・監事）の立候補及び推薦に関する地区内調整並びに候補者擁立に関わっていただきます。

総代任期（令和6年1月9日から令和10年1月8日までの4年間）

選挙区	総代定数
第1区（島田市）	20
第2区（藤枝市）	21
第3区（焼津市）	37
第4区（吉田町・牧之原市）	17
合計	95

※総代選挙日程については後日、当土地改良区のホームページ及び市町広報等によりお知らせをいたします。

大井川用水

検索

令和5年度 大井川土地改良区配水計画

大井川用水の取水量は利水調整規程で定められており、今年度の配水計画は以下のとおりです。

	施設名	かんがい期 (5/6～9/30)	非かんがい期 (10/1～5/5)	施設名	かんがい期 (5/6～9/30)	非かんがい期 (10/1～5/5)
最大 取水量	栃山頭首工 (志太榛取水口)	14.81 m ³ /s	4.94 m ³ /s	木屋頭首工	2.27 m ³ /s	1.23 m ³ /s
				大官島頭首工	1.23 m ³ /s	0.49 m ³ /s
	合併頭首工	2.40 m ³ /s	1.19 m ³ /s	青木頭首工	2.44 m ³ /s	1.19 m ³ /s
	柳久保頭首工	2.88 m ³ /s	1.38 m ³ /s	和田頭首工	0.49 m ³ /s	0.27 m ³ /s

※令和6年度 水稻植付計画は、大井川土地改良区HPに掲載してあります。

大井川用水

検索

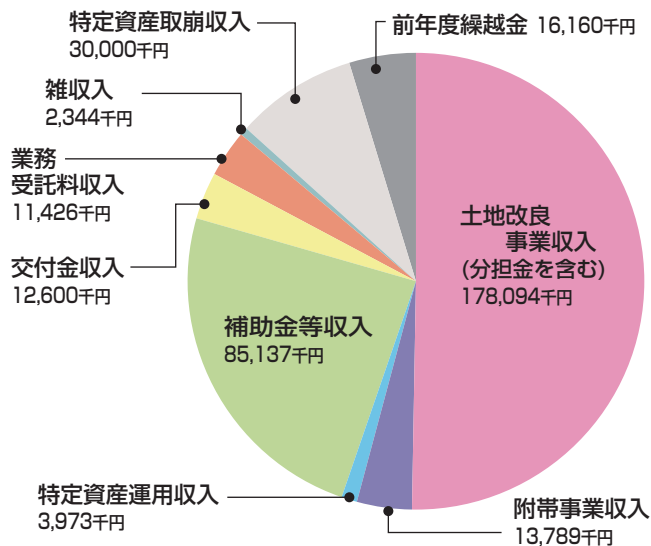
会計報告（令和3年度決算・令和5年度予算）

令和3年度一般会計決算

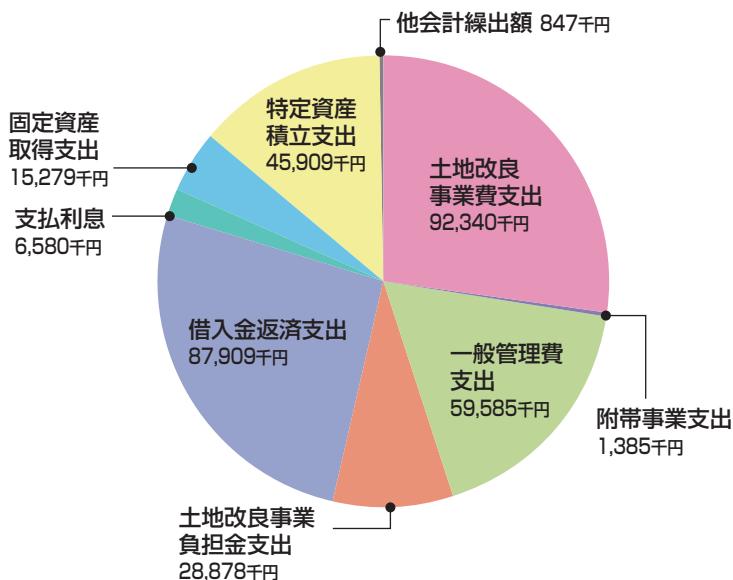
【収入】 353,523千円

【支出】 338,712千円

〔次年度繰越金〕 14,810千円



- 土地改良事業収入は、賦課金・農地転用決済金等です。分担金収入は、国・県営事業負担金の借入金償還元金です。
- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。
- 補助金等収入は、県や市町からの補助金・交付金などです。
- 特定資産取崩収入は、財源不足額を積立基金から取崩したものです。

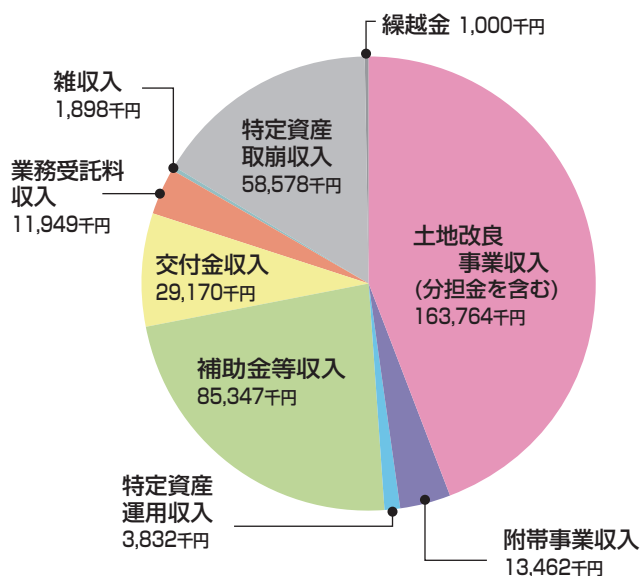


- 土地改良事業費は、施設の修繕工事費や維持管理費などです。
- 附帯事業支出は、太陽光発電事業の経費です。
- 一般管理費は、事務管理経費や役職員人件費などです。
- 土地改良事業負担金は、県営事業に対する土地改良区負担金等です。
- 借入金返済支出は、国・県営事業負担金の借入金償還元金などです。
- 固定資産取得支出は、施設の新設工事費等です。
- 特定資産積立支出は、農地転用決済金を積立基金に積立したものです。

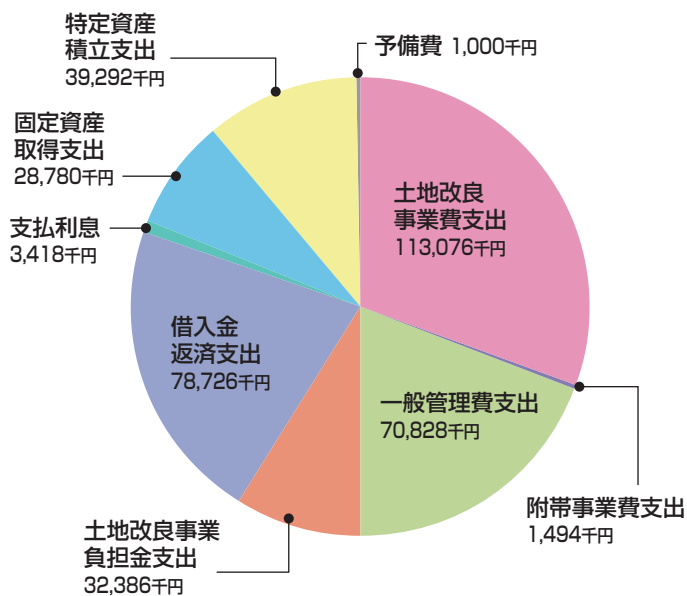
令和5年度一般会計予算

【収入】 369,000千円

【支出】 369,000千円



- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。



- 附帯事業支出は、太陽光発電事業の経費です。



令和3年度 伊太発電所施設特別会計決算

【稼働実績】

- 1 運転日数 351日 (稼働率：96.2%)
- 2 発電電力量 4,391千Kwh
- 3 売電電力量 4,253千Kwh

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	135,681	売電単価31.9円/kwh
	繰越金等	10,293	前年度繰越金 特定資産取崩等
	計	145,974	
支出	直接経費	44,166	発電施設管理費
	操出金	54,400	大井川 38,787 右岸 10,554 金谷 4,243 神座 816
	引当金 積立金	40,497	修繕・退職・欠損 調整・災害準備・ 建設改良各積立金
	計	139,063	
	次年度繰越金	6,911	

令和5年度 伊太発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運転日数 183日 (稼働率：50.0%)
- 2 発電電力量 3,000千Kwh
- 3 売電電力量 2,913千Kwh

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	92,937	売電単価31.9円/kwh
	取崩収入	195,200	特定資産取崩 前年度繰越金等
	繰越金等	463	
	計	288,600	
支出	直接経費	253,138	発電施設管理費
	操出金	35,000	大井川 24,955 右岸 6,790 金谷 2,730 神座 525
	引当金 積立金	362	修繕・退職・欠損 調整・災害準備・ 建設改良各積立金
	予備費	100	
	計	288,600	

令和3年度 細島発電所施設特別会計決算

【稼働実績】

- 1 運転実績 323日 (稼働率：88.5%)
- 2 発電電力量 99千Kwh
- 3 売電電力量 92千Kwh

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	3,469	売電単価37.4円/kwh
	繰越金等	305	前年度繰越金等
	取崩収入	1,320	修繕引当資産取崩
	繰入金	847	一般会計繰入金
	計	5,941	
支出	直接経費	4,083	
	調査委託費	847	水利権更新申請業務
	計	4,930	
	次年度繰越金	1,011	

令和5年度 細島発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運転日数 341日 (稼働率：93.1%)
- 2 発電電力量 200千Kwh
- 3 売電電力量 173千Kwh

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	6,487	売電単価37.4円/kwh
	雑収入	103	前年度繰越金等
	計	6,590	
支出	直接経費	4,458	
	引当金・積立金	1,582	
	操出金	500	交付金等特別会計操出
	予備費	50	
	計	6,590	

令和3年度 発電所施設交付金等特別会計決算

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	伊太発電所 会計繰入金	38,787	
	繰越金等	648	前年度繰越金等
	計	39,435	
支出	工事費	11,850	用水路等修繕工事
	維持管理費	26,543	用水施設電気料金等
	委託業務費	72	施設点検委託費等
	計	38,465	
	次年度繰越金	970	

令和5年度 発電所施設交付金等特別会計予算

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	繰入金	24,955	伊太発電所会計繰入金
		500	細島発電所会計繰入金
	繰越金等	105	前年度繰越金等
	計	25,560	
支出	工事費	5,595	用水路等修繕工事
	維持管理費	19,915	用水施設電気料金等
	予備費	50	
	計	25,560	

令和4年度に実施した主な事業

★土地改良施設維持管理適正化事業

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
瀬戸川左岸幹線用水路 上当間・下当間除塵機整備工事	藤枝市上当間	14,157	除塵機の整備補修

下当間除塵機

施工前



施工後



工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
木屋頭首工取水門巻上機整備工事	藤枝市高岡	6,600	取水門巻上機の更新 1基

施工前



施工後



工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
柳久保頭首工取水門巻上機整備工事	藤枝市末広	16,280	取水門巻上機の更新 2基 手すり等安全施設塗装

施工前



施工後



令和5年度に実施する主な事業

施設名	事業区分	工事場所	施工内容
青木頭首工	県営かんがい排水事業	藤枝市青木	右岸幹線取水門の更新等
細島発電所	県営地域用水環境整備事業	島田市細島	制御盤周辺整備
瀬戸川左岸幹線	土地改良施設耐震対策事業	藤枝市水守	六間支川に架かる掛樋の更新（県施工）
田尻揚水機場	土地改良施設維持管理適正化事業	焼津市すみれ台	水中ポンプの更新 1台
柳久保頭首工	土地改良施設維持管理適正化事業	藤枝市末広	制御盤の整備
犬ヶ沢除塵機	土地改良施設維持管理適正化事業	島田市南原	除塵機の整備補修
田中川5号取水門	土地改良施設維持管理適正化事業	焼津市宗高	油圧ユニット・シリンダー更新

水難事故防止安全祈願祭 用水の安全通水と本年の稲作の豊穰を祈念して

令和5年4月28日島田市相賀の赤松第一分水工において、国（関東農政局西関東土地改良調査管理事務所）、県（志太榛原農林事務所）、地元相賀自治会関係者及び大井川土地改良区の役職員が参列し、安全祈願祭が執り行われました。



みんなで守ろう 「命の水」大井川用水

大井川用水は、この地域を潤す“命の水”です。

組合員の皆様には、必要以上な高堰やかけ流し通水を控えて頂くよう節水にご理解とご協力をお願いいたします。

また、用水路へのゴミの不法投棄により、土地改良区では、水路のゴミ処理に多額の費用を投じています。

刈り草、ペットボトルなどのプラスチックゴミが非常に多く、このゴミは河川から海に流れていきます。

環境保護のため、地域の皆さんで呼びかけをして、ゴミの不法投棄を無くしましょう。

是非、ご協力をお願いいたします。



島田市細島 志太榛幹線第三分水工除塵機

リニア中央新幹線 南アルプストンネル工事への対応



図4.トンネルの位置図

図5.トンネルの平面図

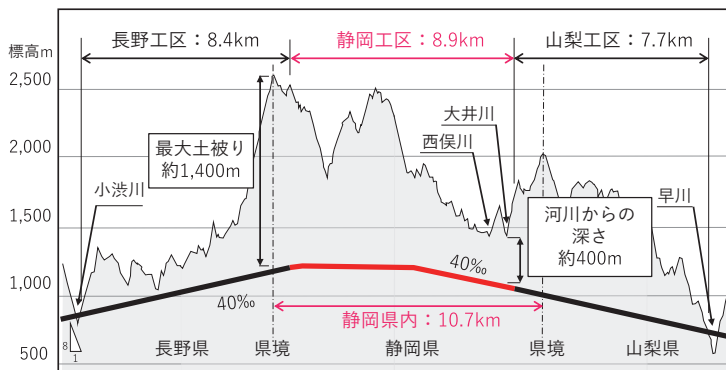


図3.トンネルの縦断面図

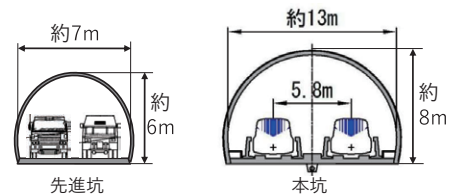


図7.トンネル断面図

斜坑：地上部の工事施工ヤード（非常口）から本坑に向けて掘削するトンネル

先進坑：地質やトンネル内の湧き水の状況を把握するために、本坑と並行な位置に、先行して掘削する断面の小さいトンネル

本坑：中央新幹線が走行するトンネル

○ これまでの経緯

- ・ リニア中央新幹線南アルプストンネルは、山梨、静岡、長野県を通る総延長約25kmのトンネルであり、静岡県内の延長は約10.7km、静岡工区の延長は約8.9kmです。
- ・ 2013(平成25)年9月、JR東海は環境影響評価準備書で、南アルプストンネル工事により大井川の流量が毎秒2m³減少すると予測しました。
- ・ 2014(平成26)年3月、静岡県は、この準備書に対する知事意見で、トンネル内に湧き出る水の全量を大井川に戻すことを求めましたが、JR東海は河川流量の減少分だけ戻すとの見解を示したため、両者の対話が進みませんでした。
- ・ 2018(平成30)年10月、JR東海が「原則としてトンネル湧水の全量を大井川に流す措置を実施する」ことを表明し、県と基本認識が一致したため、県は中央新幹線環境保全連絡会議に生物多様性と地質構造・水資源の2つの専門部会を設置し、科学的根拠に基づく対話を続けています。
- ・ 2020(令和2)年4月、国土交通省は、JR東海を指導し静岡県との対話が促進されるように有識者会議を設置し、2021(令和3)年12月に開催した第13回会議において「大井川水資源問題に関する中間報告」を取りまとめましたが、具体的な方策は静岡県等と調整すべきとし、国土交通大臣がJR東海に対し「地域の不安や懸念が払拭されるよう、真摯な対応を継続すること」などと指導しました。
- ・ 2022(令和4)年6月開催の第14回会議(第1回環境保全有識者会議)からは、生物多様性等、環境への影響に関する議論が開始され、2023(令和5)年5月現在、第22回会議(第9回環境保全有識者会議)が開催されています。

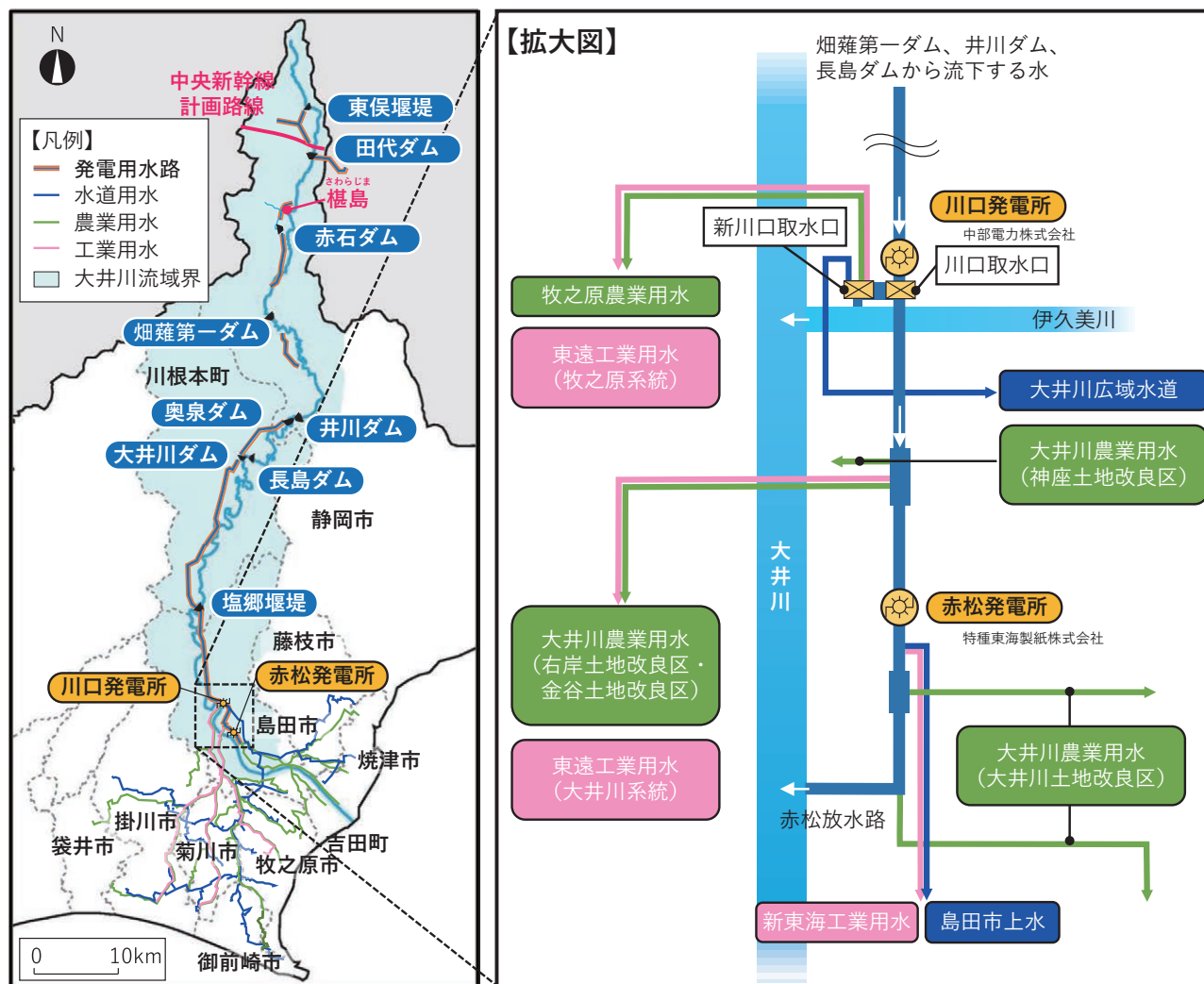


図1.大井川水系の利水現況図※静岡県提供資料「大井川水系利水現況図」をもとに当社にて加筆(さらに大井川土地改良区が一部修正)

【図1,3,4,5,7の出典:パンフレット「大井川の水を守るために 南アルプストンネルにおける取組み」P3～6(東海旅客鉄道株式会社2022年7月)】

○ 大井川土地改良区の対応

大井川土地改良区の使命は、水質の良い農業用水を安定供給することですが、近年は大井川でも渇水が頻発し、2017(平成29)年から2021(令和3)年の5年間で、取水制限が5回(延べ328日間)実施されており、最大の懸念材料になっています。

取水制限は、静岡県と水利使用者等で組織する大井川水利調整協議会が畑薙第一ダムと井川ダムの総合貯水量等を目安として判断していますので、これらのダムの貯水量の確保が最も大切です。

大井川の農業用水は、井川ダム等から導水路を流下し、川口発電所の放流水を水利権水量の範囲内で直接取水していることから、これを維持するためにはダムへの流入水量と貯水量を確保することが不可欠です。

中央新幹線工事に対し、静岡県は、環境に及ぼす影響を評価するために学識経験者と地元住民を委員とする「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」と、水資源の確保及び水質の保全等を流域の関係者が一体となって対応するために利水者11団体、10市町と県を会員とする「大井川利水関係協議会」を設置しており、大井川土地改良区は両会議のメンバーですので、他のメンバーと連携し、農業用水の安定供給を最重要課題として、下記のことを主張していきたいと考えています。

1 ダムへの流入水量の確保

トンネル工事により発生する湧水の全量戻しが条件となっていますが、その方法が未確定であるため、国の有識者会議や県の専門部会等による議論などを踏まえた対策を検討すること。

2 ダムの貯水量の確保

上流部には大規模な発生土置き場が計画されており、土砂流出によりダムの貯水量が減少するリスクがあるため、土砂が流出することがないように恒久的な対策を検討するとともに、堆積土砂の対策についても検討すること。

3 水質保全体制の確保

トンネル湧水及び発生土置き場からの排水の処理方法やモニタリング体制については、県の専門部会等において厳格にチェックすることにより、水質の悪化を防ぐ万全な対策を検討すること。

お知らせ



本年度賦課金の納期限は8月7日(月)です。

- * 口座振替納付を指定の方は、前日までに指定口座の残高確認（又は入金）をお願いします。
- * 残高不足等、諸事情により振替できなかった場合は、令和5年8月31日(木)に再振替を行います。

賦課金の納入について

- * 賦課金が納入期限までに納入されない場合、10月1日をもって督促状を送付して早期納入を促します。
- * 督促状発送後も納入されない方には、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

賦課金とは？

- ・ 賦課金は、田んぼに、水を供給するために必要な施設（幹線水路等）の年間にかかる維持管理費など土地改良区の運営費に充てられます。
- ・ 改良区の土地台帳を基に面積に応じて組合員の皆様にご負担いただいているものです。
- ・ 耕作の有無に関わらず土地台帳に届出がされていれば、賦課金の対象となります。

よくある質問 /

Q1 田んぼをやっていませんが払わなければなりませんか？

大井川土地改良区の受益地である限り、用水の供給を受ける権利があることから耕作の有無に関わらず賦課金の対象となりますのでご理解をお願いします。

Q2 田んぼを貸してあるのですが賦課金はどうしたらいいですか？

基本的には土地所有者に賦課金の納付義務がありますが、貸借の場合、当事者同士が了解の上であれば賦課金の納付者を変更することができます。変更する場合は届出をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利でお勧めです

口座振替により、土地改良区又は各取扱金融機関の窓口に行って納入する手間が省けます。また、納入忘れも防げます。

手続きは各取扱金融機関窓口にてお願いします。JA大井川及びJAハイナンの「口座振替依頼書」は当改良区にもあります。事務所窓口またはホームページからダウンロードもできますのでご活用ください。

取扱金融機関

- ◎県内農業協同組合 ◎静岡銀行 ◎スルガ銀行 ◎清水銀行 ◎島田掛川信用金庫
- ◎しずおか焼津信用金庫 ◎静岡県労働金庫 ◎東日本信漁連静岡支店 ◎ゆうちょ銀行

本年度の農地転用決済金は 1㎡ 170円です

本土地改良区が管理している幹線用水路等の維持管理費は、賦課金等により賄っているため、農地転用等により受益地が減少すると賦課金収入も減少し、その分、残った組合員への負担が過重になります。これを防ぐために、農地転用等により受益地から除外する際は、決済金が必要になります。これは、公共事業（道路等）による農地の転用についても同様です。

こんな時は必ず届出をお願いします。

組合員の変更

- ◎農地の異動（売買・賃貸借・交換等）
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎贈与または相続による名義変更
- ◎住所の変更

農地の転用

- ◎田んぼを宅地・畑等に転用
- ◎公共用地（道路等）買収による転用
- ◎土地区画整理事業による転用
- ※農地転用の際は土地改良区の規程により、転用土地に対し決済金を納付していただくこととなります。

土地改良施設等の使用

- ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ◎土地改良施設を出入り口等に他目的使用
- ※土地改良施設等の使用の際は土地改良区の規程により使用料を納付していただくこととなります。

組合員の資格得喪の通知

農地転用等の通知書

他目的使用申請書

ホームページから各種申請書類をダウンロードできます。
<http://www.ooigawa-yousui.jp>

